

第5回館林市立学校適正規模・適正配置審議会

日 時：令和8年1月20日(火)15時～

場 所：館林市役所 5階 501B 会議室

次 第

1 開 会

2 議 事

議 題(1) 館林市立学校適正規模・適正配置等についての答申(案)
について

3 その他の議題

4 閉 会

(案)

館林市立学校適正規模・適正配置等
について（答申）

令和8年 月

館林市立学校適正規模・適正配置審議会

令和8年 月 日

館林市教育委員会 様

館林市立学校適正規模・適正配置審議会
会長 土屋 修

館林市立学校適正規模・適正配置等について（答申）

令和7年5月28日付けで諮問を受けた館林市立学校適正規模・適正配置等について、館林市立学校適正規模・適正配置審議会規則第4条に基づき、活発かつ慎重に審議を行いました。その審議結果を取りまとめ、下記のとおり答申いたします。

なお、館林市立学校適正規模・適正配置基本方針の策定にあたっては、下記の点や審議会において出された意見に十分配慮いただくとともに、「館林市教育大綱」の学校教育に関する施策目的の一つである「自ら学ぶ意欲とたくましく生きる力を身につけた未来を担う子どもが育つまち」の実現に向けて、誠実に取り組まれるよう要望いたします。

記

1 学校の適正な規模に関すること。

◆適正規模の基準

学校	学級数・児童生徒数	適正規模の基準
小学校	1校あたりの学級数	全学年2学級以上とする12学級以上
	学年単学級の場合の児童数 (※1)	1学級16人以上30人以下(1・2年生) 1学級18人以上35人以下(3年~6年生)
中学校	1校あたりの学級数	全学年3学級以上とする9学級以上

(※1) 学校再編が行われるまでの暫定基準

2 学校の適正な配置に関すること。

◆適正配置の基準

通学時間は概ね40分以内。

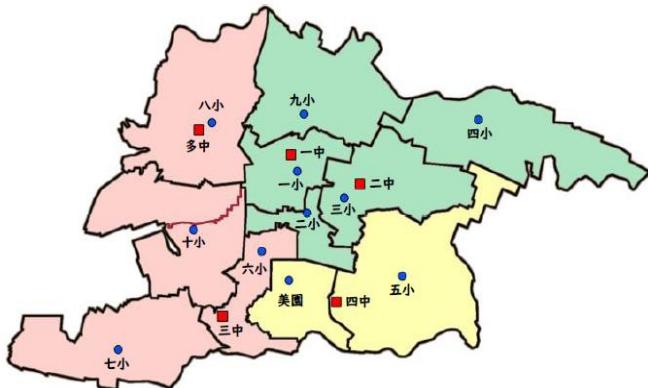
学校	通学方法	通学距離
小学校	徒歩	概ね 2. 3 km以内
	代替交通手段 (スクールバス等)	2. 3 km超
中学校	徒歩	概ね 2. 8 km以内
	自転車	概ね 6. 0 km以内
	代替交通手段 (スクールバス等)	6. 0 km超

なお、通学距離については、通学路の実態、天候事情等を勘案し、学校ごとにその実情に応じた判断が必要となり、参考にしながら柔軟に考えていくこと。

3 その他、教育委員会が必要と認めること。

学校再編に関する具体的な計画については、3つのエリアごとに検討委員会を設置し、基本方針に基づく学校再編の考え方、スケジュール、学校再編の候補地などを協議し、館林市立学校適正規模・適正配置基本計画を策定すること。

◆学校再編を検討するエリアについて



エリア	構成小学校	構成中学校
①	第一小・第九小	第一中・
	第二小・第三小・第四小	第二中
②	第六小・第七小・第十小(一部)	第三中・
	第八小・第十小(一部)	多々良中
③	第五小・美園小	第四中

(注) 各エリアは今後の学校再編を検討するエリアであり、再編後の学校数ではない。

◆審議会委員の意見

(1) 適正規模に関する留意すべき事項

- ・児童生徒により良い教育環境を整備し、主体的・対話的で深い学びとなるような、質の高い教育を維持継続することが大切である。
- ・小規模校の児童は、自校しか選択できず、自校より規模が大きな学校へ行きたくても選択できることに不公平を感じていると考える。距離的なものや様々な事情で、学校選択が可能となることも必要と考える。
- ・学年ごと、教科ごとに複数の教員が配置可能な規模であることが大切である。
- ・少子化が更に進むと、子どもたちの学習や学校行事などに影響があるため、学校再編は必要である。

(2) 適正配置に関する留意すべき事項

- ・児童生徒により良い教育環境を整備し、安全安心な学校生活が送れるように配慮することが大切である。
- ・通学に関しては、子どもたちが安全で安心して学校に通えることが大切であり、通学時の実態に配慮し、最善の学校再編の方法を選択していくことが重要である。
- ・子どもたちの登下校時の安全に配慮する必要があるため、保護者、地域、学校関係者との連携が重要である。

(3) 基本方針等に関する留意すべき事項

- ・具体的な学校再編に関する計画を検討する際には、保護者、地域、市民、学校関係者が一体となり、一人一人の子どもたちの想いを大切にしたより良い教育環境について、具体的にどのように整えるべきかを慎重に検討してほしい。
- ・学校再編にあたっては、インクルーシブ教育や多様な学びの場を充実するなど、一人一人の子どもたちに寄り添えるようお願いしたい。

館林市立学校適正規模・適正配置審議会委員

会長　　土屋　　修（東京福祉大学教授）

副会長　　浅沼　三恵子（館林市立第三小学校P T A会長）

委員　　内藤　敏男（館林市富士原区長）

委員　　井戸　健二（館林市立第一小学校長）

委員　　大澤　好則（館林市立第二中学校長）

委員　　小暮　真之（群馬県立館林女子高等学校長）

委員　　小山　真智子（館林市立東こども園長）

委員　　青木　寿恵（館林市立第二中学校P T A会長）

委員　　飯塚　　健（館林市立東こども園保護者会長）

令和7年5月28日

館林市立学校適正規模・適正配置審議会 会長 様

館林市教育委員会

館林市立学校適正規模・適正配置等について（諮問）

館林市立学校適正規模・適正配置審議会規則第4条の規定により、下記事項について検討のうえ、答申いただきますようお願いします。

記

- 1 学校の適正な規模に関すること。
- 2 学校の適正な配置に関すること。
- 3 その他、教育委員会が必要と認めること。

（諮問理由）

本市の児童生徒数について、児童数は昭和33年度に、生徒数は昭和36年度をピークに大幅に減少してきています。また、住民基本台帳を基にした児童数及び学級数の推計によると、今後5年間のうちに小学校11校中7校が12学級未満となり、そのうち、小学校2校は1学年1学級、1校は複式学級の3学級となることが予測されています。

学校教育においては、児童生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて思考力、判断力、問題解決能力などを育み、社会性や規範意識を身に付けていくことが重要です。しかし、学校の小規模化により、教育環境や学校運営などに様々な課題が生じることが懸念されています。

また、一方では学校施設の老朽化に伴う大規模改修または建て替え等の対応について、限られた財源を有効活用して、計画的に進めていくことが必要になってきます。

これらの状況を踏まえ、本市においては、児童生徒のより良い教育環境を確保し、質の高い教育を維持継続していくため、学校適正規模・適正配置に関する基本方針の策定を計画しています。

つきましては、館林市立学校における学校規模の適正化や将来を見据えた学校配置の在り方、少子化に対応した魅力ある学校づくり等について、今後の教育環境の変化等も考慮しながら、幅広い視点から答申いただきたく、ここに諮問するものです。

I 学校再編後、使われなくなった校舎の全国での活用状況について

*全国の事例の一部をまとめたもので、すべて活用できるものではありません。
また、学校以外の用途に活用する場合は、国からの補助金を返還することがあります。

◇一般的な活用の例（全国の例）

①地域交流拠点

コミュニティセンター、子育て支援、学童保育、図書機能、地域サロンなど

②教育・文化施設

生涯学習拠点、芸術創作スペース、音楽・演劇の練習場、博物館・資料館

③産業・ビジネス活用

コワーキングスペース、スタートアップ拠点、サテライトオフィス、研修施設

④観光・宿泊

合宿所、簡易宿泊施設、キャンプ・アウトドア拠点、体験型観光施設

⑤福祉・医療

高齢者デイサービス、就労支援、地域包括支援の拠点

⑥スポーツ・防災

体育館のスポーツ利用、地域スポーツクラブ、避難所機能の維持、備蓄倉庫

⑦その他

食品加工所、農業関連拠点、倉庫など

2 学校再編後、使用を継続する校舎に新たに導入されたものについて

*全国の事例の一部をまとめたもので、すべてを実施したものではありません。

◇一般的な導入の例（全国の例）

①学習環境・授業支援

- 可動間仕切りや可動家具での学習形態切替え
- 特別教室（理科・家庭科・音楽・図工など）の機器更新・座席数拡張

②安全・防災

- 監視カメラ、電子錠、入退館管理の強化
- 通学路・校内動線の安全対策（誘導サイン、車両分離柵、照明増設）

③収容力・快適性

- 普通教室の増設・転用（特別教室→普通教室化など）
- 特別支援学級・通級指導室の新設・拡充
- トイレの洋式化・多目的トイレ、児童数増に伴う器具増設

④施設運営・動線

- 下駄箱・ロッカー等の増設、教室内収納家具の追加
- スクールバス発着場・乗降場の整備、駐輪場拡張
- 校内サイン（教室番号・ゾーニング案内）の更新

⑤インクルーシブ・バリアフリー

- 聴覚・視覚支援の設備（拡声・集音、案内表示のピクト化）

■使用を継続する校舎に新たなものを導入する際の主な課題

- ① 財政・コスト面の課題
- ② 校舎構造・技術的な制約
- ③ 教職員の負担・運用面の課題
- ④ 児童生徒の増減・学級編制との整合
- ⑤ 地域・保護者の理解・合意形成
- ⑥ スケジュール・工程管理の課題